

議員提出第1号議案

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

1. 提案理由

平成23年4月実施予定の島根県議会議員一般選挙の選挙区の議員の数の算定において適用する本県の人口について、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律により、平成17年の国勢調査結果によるものとするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2. 条例の概要

改正後	改正前
平成13年12月21日 島根県条例第66号	
第1条 (略)	第1条 (略)
(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)	(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)
第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項、第2項及び第8項並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)附則第2条第1項の規定により、島根県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。	第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項、第2項及び第8項本文の規定により、島根県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。
表 (略)	表 (略)

3. 施行期日

公布の日から施行する。